

令和7年度集落ぐるみの獣害対策事業の実施について

1 趣旨

鳥獣被害防止対策を効果的に推進するためには、集落が主体となった捕獲、防護、環境整備等総合的な取組体制の整備が重要となっていることから、本協議会では、被害防止体制の整備に主体的に取り組む集落に支援を行う「集落ぐるみの獣害対策事業」を実施します。

2 補助対象団体

次のいずれにも該当する農会とします。

- (1) 集落単位の捕獲、防護、環境整備等総合的に鳥獣被害対策実施計画を策定すること。
- (2) 有害鳥獣捕獲活動を行う狩猟者が集落内で活動していること。又は、本年度新規に狩猟免許を取得し、捕獲活動を行う予定者がいること。
- (3) 集落全体で事業に取り組む意欲及び合意があること。
- (4) 事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

3 補助対象経費

- (1) 集落リーダー養成・活動経費
- (2) 捕獲技術向上に係る経費
- (3) 被害対策検討に係る経費
- (4) 集落防護柵又は捕獲わなの維持のための除草又は草刈に係る経費
- (5) その他集落ぐるみで取り組む被害対策の実施に必要な経費

4 補助内容

補助率：上限100千円

5 事業のながれ

- (1) 事業採択申請…【提出書類等】

補助金等交付申請書、収支予算書、鳥獣被害対策実施計画書
(申請期限) **令和7年5月30日(金)**

↓

⇐ (内容審査) 事業採択・補助金交付決定通知

- (2) 事業実施 事業の実施開始は、補助金交付決定通知後からとなっておりますので、ご了承下さい。

↓

- (3) 実績報告…【提出書類等】

実績報告書、領収書、経費一覧表、作業写真整理帳、点検者名簿等
(実績報告期限) **令和7年12月22日(月) 必着**

↓

⇐ (内容審査) 補助金交付確定通知

- (4) 補助金請求…補助金請求書 (内容審査) 補助金交付

※ 上記の取り組みを行う集落において、集落内の話し合いにより設置する電気柵等の防護柵の購入経費に対して2分の1を助成。(上限100千円)

○ 補助対象経費の一覧

事業内容	補助対象経費の例
1 集落リーダー養成・活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会会費【わな猟の有害捕獲許可を受けて活動していることが条件】（上限 わな猟のみ 10,000 円、わな猟+銃止め刺し 20,000 円、銃止め刺しのみ 15,000 円） ・ 狩猟者の研修等受講費用（高速交通料を含む）・旅費（最短距離で計上） ・ 消耗品費（研修教材等） ・ 印刷製本費（印刷料、製本料、写真現像料等）
2 捕獲技術向上に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借上料（会場） ・ 消耗品費（研修教材等） ・ 印刷製本費（印刷料、製本料、写真現像料等） ・ 報償費（専門的知識を提供する者への謝金等） ・ 射撃場費
3 被害対策検討に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借上料（会場） ・ 消耗品費（研修教材等） ・ 印刷製本費（印刷料、製本料、写真現像料等） ・ 報償費（専門的知識を提供する者への謝金等）
4 集落防護柵又は捕獲わなの維持管理経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費（刈払機の刃・燃料、除草剤等、捕獲わな維持管理に伴う燃料、消耗品費等） ・ 原材料費（集落防護柵の修繕・改良に伴う資材） ・ 工事請負費（集落防護柵の修繕・改良）
5 その他集落ぐるみでの被害対策の実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費（刈払機の刃・燃料、除草剤等） ・ 原材料費（雑木林等の整備に伴う資材） ・ 工事請負費（雑木林等の整備）

(注1) 食糧費（昼食、茶菓、懇談会費等）・賃金・狩猟税・狩猟免許更新費（兵庫県収入証紙代）・診断書代、作業用機械の購入、わな設置地代等は、補助対象経費に含まれません。

(注2) 別に補助金等の交付を受けたものは、補助対象経費から除きます。

(注3) 有害鳥獣対策に取り組む新規狩猟者の免許講習会受講料及び免許取得手数料については、この事業とは別に予算の範囲内で助成します。また、狩猟者による箱わな及び、電気止めさし器等の購入や修繕に関しては半額補助の別事業がありますので、そちらをご活用下さい。